

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。

ひまわりこども園長は、卒園式のため午前中欠席です。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1に入る前に、鈴川議員から昨日3月18日の会議における特定空家等解体事業補助金に関する質問において、不適切と思われる発言部分を取り消したいとの申出がありましたので許可します。10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 10番、鈴川です。議会開会後の議案審議に入る前に貴重な時間を割いていただき、申し訳ございません。ありがとうございます。

ただいま議長から説明がなされたとおり、昨日の議案審議の中の特定空家等解体事業補助金に関する私の質問の中で、不適切と思われる発言内容があり、その部分を取り消させていただきたいと思いますのでご了承をお願い申し上げます。

その内容は、私の家の前の特定空家の解体に関して、私個人の不利益のための要望と思われるような発言は私の本意ではなく、その特定空家の前を通行する人の危険を感じるものであり、ここにおわびし、その取消しをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ただいまのことについては、後刻記録を調査の上、対応したいと思います。

日程第1 議案第14号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） おはようございます。

議案第14号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億31,313千円で、前年度と比較して467千円、0.05%の増加でございます。

前年度の人事異動に伴う人件費の増加が主な要因でございます。

また、保険税率の上昇を抑制するため基金から15,000千円の繰入れを行います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税は、被保険者1,461名を見込み、1億42,315千円でございます。前年度と比較して4,584千円の減額でございます。被保険者数の減少が主な要因でございます。

使用料及び手数料、督促手数料は50千円でございます。

国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金は1千円の科目設定でございます。

8ページ、県支出金、県補助金は、保険給付費等交付金として普通交付金6億70,076千円、特別交付金13,713千円、合わせて6億83,789千円でございます。また、財政対策補助金は16,450千円でございます。

財産収入、財産運用収入は基金の預金利子114千円でございます。

一般会計繰入金は86,527千円で、前年度と比較して882千円の増額でございます。

内訳は保険基盤安定繰入金の保険税軽減分31,968千円、同繰入金の保険者支援分16,423千円、未就学児均等割保険税繰入金245千円、職員給与費等繰入金18,373千円、産前産後保険税繰入金44千円、出産育児一時金等繰入金3,000千円、財政安定化支援事業繰入金13,546千円、地単事業分2,928千円でございます。

繰入金、基金繰入金15,000千円は、保険税率の上昇を抑制するため基金から繰入れを行います。

12ページ、繰越金は1千円の科目設定でございます。

諸収入、延滞金、加算及び過料は延滞金500千円でございます。預金利子は1千円の科目設定でございます。

雑入、第三者納付金350千円、返納金10千円、高額療養費貸付金償還金1,000千円、雑入は指定公費繰入金10千円を計上しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

14ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は16,580千円で、2名分の人件費と事務経費となっています。

一般管理費の内訳としては給料7,599千円、職員手当等3,392千円、共済費2,107千円、需用費130千円、役務費2,465千円、委託料289千円、負担金補助及び交付金598千円でございます。

国民健康保険団体連合会負担金は836千円でございます。徴収費の賦課徴収費は891千円で、コンビニ収納の手数料、クラウドシステムによる帳票類の共同印刷などの費用を計上してございます。

16ページの運営協議会費は198千円で、委員9名分の報酬と需用費でございます。

次に、第2款、保険給付費の合計額は6億70,079千円で、前年度と比較して728千円の減額でございます。療養給付費の減額が主な要因でございます。

内訳は療養諸費5億73,656千円、高額療養費91,370千円。

18ページ、移送費10千円、出産育児諸費4,502千円、葬祭諸費540千円、傷病諸費1千円でございます。

第3款、国民健康保険事業費納付金の合計額は2億25,048千円でございます。

内訳は医療給付費分1億63,296千円、後期高齢者支援金等分46,261千円、

介護納付金分15,491千円は和歌山県に納める納付金でございます。

保健事業費は4,260千円、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

保健事業費の特定健康診査等事業費は10,566千円で、今年度におきましても雇い上げた保健師による特定健診未受診者への電話連絡により受診率の向上に努めるとともに、未受診者に合った受診勧奨の案内を送付する特定健診等受診率向上事業にも取り組みます。また、糖尿病性腎症重症化の予防のための保健指導も管内1市5町で委託実施いたします。

基金積立金は、利子積立金114千円でございます。

諸支出金は保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は741千円でございます。

予備費は急な支出に要する予備費として1,000千円を計上しています。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君）　これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君）　2番。9ページをお願いします。第4款県支出金の中の1の保険給付費等交付金の中の2番の特別交付金です。その保険者努力支援分というところですが、

これは特定健診の受診率やジェネリック医薬品の使用割合とか収納率向上の取組などが、国の定める努力目標の達成の可不得で加点される得点に応じて交付されるということだと思っておりますけれども、去年は6,859千円、予算立てしておりました。今年570って1,000千ちょっと下がってると思います。ほいてまあ県の繰入金、その下の下の県の繰入金もそいちょっと関係あるのかなって思うんで、ここはまあ50千ぐらいだと思っておりますけれども、私、健診の受診率、上がっているように思ったんですけれども、この金額の下がった計算の内容というか、教えてください。

○議長（繁田拓治君）　子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君）　龍神議員にご説明申し上げます。

保険者努力支援分、5,761千円なんですけれども、これ簡単に幾らというような予算立てじゃなしに、医療費の適正化に向けた取組ということで、特定健診の受診率とかジェネリックの医薬品の使用割合とか収納率向上の取組などによりまして、県から幾らという通知額が来るわけなんです。その通知額、今年に関しては3,016千円掛ける、またここで係数を掛けまして、0.77907931というような係数をかけましたら、2,349千円という分が出てくるんですけれども、それと、特定健診等受診率向上事業の委託料、キャンサースキャンへの委託料が4,205千円足す、特定健診に保健師の雇い上げが266千円、それとまた糖尿病性腎症重症化予防委託料630千円の合計額4,534千円のうち、この保険者努力支援分にはその202分の152を乗せよというふうな計算式がございますんで、毎年計算式、率とか変わりますんで金額は上下いたします。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今とはまた違う質問です。基金繰入金15,000千してあります。ほんなら基金は35,000千円ぐらい残るのかなって、私計算しているんですけれどもそれでいいですか。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 今基金の残高、令和6年度末の基金の残高見込みが73,434,165円でございます。そこから15,000千円を充当するというところで58,000千ぐらい残ると思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） はい、2番。すみません、私の勘違いで申し訳なかったです。

その5千幾らというのも関係してくるんですけれども、県統一化が令和9年にされると思いますけれども、そのことについてちょっと今の進捗状況を教えてください。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 龍神議員にお答えします。

まず、私以前から令和9年、平成39年度に県一、県一というお話があったんですけれども、それが今あの県のほうでは令和12年に県の完全統一を目指すという格好になっております。令和9年度では保険料水準の統一を行うということで、今なっておりますんで、まだもう少しちょっと段階的に統一に目指しているんですけれども、うちのほうでは当然保険税の徴収については資産割の廃止とか、それに向けてどんどん向かっているんですけれども、まだちょっと先のほうがどンドンどンドン予定が変わってきておりますんで、今のところ3年ちょっと完全統一が延びたかなというふうに理解しております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 先ほどの保険者は数千461名っておっしゃったと思うんですけれども、その扶養者も入れて美浜町の全住民数からして、どれぐらいをカバーされているのか。

それと、17ページの特別療養費、ちょっと何か説明、何かの機会に聞いたような気がするんですけれども、この3,600千って初の計上だと思いますので、そのあたりの少しご説明、それと延長されるんであろう、この高額療養費、これについても8月から当初のように引上げとか、そんなになったらどんなになるのかとか、私は国保ではありませんけれども、二、三年前、ご承知のステンドの手術をすると、何か保険が支払った金額といたら4,500千だったそうです。だからそんな保険なければ諦めるような金額なので、その辺ちょっと詳しくご説明を願えたらと思います。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

先ほど細部説明のほうで1,461名ということで、被保険者を見込んでおるということでさせていただきましたが、今現在2月末におきまして1,433人という形になってございます。美浜町の住民が6,300ぐらいだったと思うんですけれども、大体22%ぐらい、国民健康保険の被保険者となっていると思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

まず、高額療養費の件ですけれども、今新聞ではずっとこの8月に限度額を上げるという話があったんですけれども、先日通知来まして、この8月の限度額の上げは一応見送られました。もう先に延びたということで、ちょっとその先はまだ分かりませんが、今の段階では一応見送ったというふうな通知来ております。

それと、あと高額療養費の話でございます。これ17ページに、すみません、特別療養費の話です。17ページ、保険給付費の中の療養費の中に特別療養費という言葉があるんです。まず、療養給付費と療養費ってどんなに違うんよという話から始まると思うんですけれども、療養給付費とは一般の被保険者が病気やけがした場合に保険証を使って医療費の一部を支払うだけで医療が受けられるということで、その残りの金額は国民健康保険のほうで負担するというのが療養給付費でございます。医療費の保険給付費を自己負担した場合に、申請によって国保から払戻しを受ける分を療養費というんです。これ特別療養費というのか、今回滞納者の方、今まで短期被保険者証を発行していたんですけれども、短期被保険者証がもう発行できませんので、もう被保険者証がなくなりますんで、その方については国保の資格確認書に一応10割負担というふうな明示しております、特別療養の。一旦本人さんが10割医療機関へ払っていただいて、役場の窓口へ来てから残り7割なり8割、人によっての払戻しを受けるというふうな制度になってございます。っていうんはそこで納付相談ができるというふうな考え方がございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今の説明はよく分かりました。高額療養が延びると。また、始まったときにじっくりお聞きしますので。

それと今保険証の話も出まして、去年の12月からもう発行しないと。どんな質問ということなんやけれども、皆さん、僕自身もそうですけれども、漠然とどんなふうになるんやろうというような不安があるんで、それこうなってああなるとか、昨日来はマイナンバーカードでの切断申請が多いやの、いろんな問題を耳にはするんですけれども、結局どうなっていくんだろうというのがあまりよく理解できてないので、えらいざくつとした質問で失礼ですけれども、そのあたり何か順序立ててでもいいですけれども、ご説明いただけますか。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えいたします。

一応健康保険証がなくなります。そのときにマイナ保険証でマイナナンバーカードとひもづけされている方については、もうマイナ保険証使えますけれども、その方については資格情報のお知らせというのをA4で送っております。それでマイナ保険証にひもづけされていない方、利用できない方につきましては資格確認書、こんなカード型の資格確認書を納付しておりますので、それで一応資格確認書は今までの保険証みたいなもので、医療機関でそれを提示していただいたら保険適用できるというようなものなので、一応保険証代わりになるというふうに考えてもらったらいいと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） はい、2番。今の関連ですけれども、マイナナンバーカードをひもづけされていてなくした場合に、保険証もひもづけしていますよね。だから昨日もちょっとテレビを見ていたら、免許証のことを言うていたんでちょっと気になったんですけれども、なくした場合に明日病院行きたいよっていうても、マイナナンバーカードをなくしたよって言うたら、その資格証明書というのを役場へもらいに来たら、マイナナンバーカードを再発行してもらうまででもそのカードで受診、病院へ行けると、医院に行けるというような、そういうことはその辺ちょっと聞きたいです。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 今、谷議員に説明しましたけれども、マイナ保険証を持っている方については、資格情報のお知らせを送付しております。それを提示していただいたら、マイナ保険証、ちょっとなくしたんですけれどもって言っても資格情報はそれで確認できるんで、それで医療にかかれると思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ページ23ページのところで、2項目のところの12番委託料なんですけれども、今回新設なさいました糖尿病性の腎症重症化の予防事業保健指導委託料とあるんですけれども、こういった事業なんのでしょうか。教えてください。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 山崎議員にお答えします。

糖尿病性腎症のハイリスクの方を対象に必要な生活習慣の改善につなげることを目標にして保健指導を行うということで、令和7年4月1日から日高病院のほうに保健指導を委託してから管内で実施するというような事業でございます。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第15号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） おはようございます。

議案第15号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ8億93,567千円で、前年度と比較いたしまして69,544千円の増額、率にして8.44%の増でございます。主な要因は保険給付費の増加によるものでございます。

3ページの第2表、債務負担行為は第10期の介護保険事業計画策定業務について、来年度必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページの第1号被保険者保険料につきましては、1億57,539千円を計上してございます。

このうち、特別徴収保険料は1億49,846千円、普通徴収保険料は7,593千円、滞納繰越分保険料として100千円を計上しています。

督促手数料は10千円でございます。

国庫負担金は1億49,186千円で、前年度より11,628千円の増額となっております。

国庫補助金は67,972千円で、内訳が調整交付金57,647千円、地域支援事業交付金では、介護予防・日常生活支援総合事業と9ページの総合事業以外に係る2交付金がありまして、この合計が6,907千円でございます。

9ページ、保険者機能強化推進交付金は1,162千円、地域支援事業費での高齢者の予防・健康づくりの取組に対する交付金でございます。介護保険保険者努力支援交付金は2,256千円で、高齢者の自立支援・重度化防止の取組に対する交付金でございます。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料分として、地域支援事業分と合わせて、支払基金から2億31,302千円の交付を見込んでいます。前年度より17,349千円の増額でございます。

県負担金は1億20,516千円、前年度より9,316千円の増額でございます。

県補助金は地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業と11ページの総合事業以外に係る2交付金合計で4,122千円、前年度から48千円の増額でございます。

11ページ、介護保険事業費補助金は247千円、介護人材確保支援業務に対する補助金でございます。

財産運用収入は介護給付費準備基金の利子78千円です。

一般会計繰入金は1億52,591千円で、前年度より12,536千円の増額となっております。介護給付費、地域支援事業に係る法定率での繰入れと、それから事務費繰入金、また、第1段階から第3段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として、低所得者保険料軽減繰入金を計上してございます。

13ページ、基金繰入金は介護給付費準備基金から繰入れを10,000千円計上してございます。

繰越金から15ページ、諸収入につきましては、それぞれ科目設定です。

次に、歳出についてご説明いたします。

17ページ、総務費、総務管理費は32,577千円、前年度より4,848千円の増額です。

報酬365千円は介護認定調査業務を行うパートタイムの会計年度任用職員分、給料7,243千円は職員1名とフルタイムの会計年度任用職員分、職員手当等は4,365千円、共済費は2,220千円、旅費は59千円、需用費は741千円、役務費は郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費3,195千円、委託料は電算処理委託料、介護保険事業計画策定委託料などで4,768千円、使用料及び賃借料は介護事業所台帳管理システムのプロダクト利用料など395千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合の介護認定審査会費分担金などで9,226千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてです。

19ページからの保険給付費の総額は8億29,868千円で、対前年比64,450千円、率にして8.42%の増額でございます。

介護サービス等諸費7億63,562千円は要介護の認定を受けた方へのサービス費用で、デイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用等です。

その他諸費は国保連合会への審査支払い手数料720千円です。

21ページ、高額介護サービス費21,600千円は、自己負担額が一定額を超えた場合の還付分です。高額医療合算介護サービス等費3,600千円は介護保険の自己負担と後期高齢者医療等、医療での自己負担額の合算額が一定額を超えた場合の還付分でございます。特定入所者介護サービス等費19,430千円は一定の資格により施設の利用等の際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。21ページ下段から24ページに続く介護予防サービス等諸費20,956千円は要支援の認定を受けた方のサービス利用等に係る費用でございます。

23ページからの地域支援事業費は介護保険給付とは別に、美浜町地域包括支援センターが実施します介護予防事業などに係る予算でございます。

包括的支援事業・任意事業費4,018千円は総合相談事業、権利擁護事業、認知症施

策などに係る費用でございます。

27ページ、介護予防・生活支援サービス事業費24,753千円は、要支援の認定を受けた方と事業対象者の方の訪問型、通所型サービス利用等に係る費用でございます。

一般介護予防事業費2,019千円は介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援などに係る費用でございます。

29ページ、その他諸費51千円は国保連合会への介護予防・生活支援サービス事業費の審査に対する手数料でございます。

基金積立金は利子の積立てで78千円、諸支出金の保険料の還付金200千円、償還金から31ページの還付加算金、延滞金はそれぞれ科目設定でございます。

添付資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 10ページの介護給付費交付金、2億24,000千見込んでいということの前年度より17,000千増加ですね。介護給付費準備基金の繰入金10,000千円ということで、一番最初に言われていました保険給付費の増加によることやって言うんですけれども、やっぱり今ちょっとこんな第9期の事業計画にものをもってやってくれていると思います。準備基金も32,000千までは取り崩すという計画で、今の現状の介護認定、何人とかは別にいいんですけれども、まだ1年やって、今年3年のうちの2年目やけども、どういうふうな計画に沿って予定内というのか、そういうちょっと概要というんですかね、ちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 龍神議員にお答えします。

まず、保険給付の推移のほうなんですけれども、過去直近のほうを見ますと、令和3年度までは年々少しずつ増加で来ていました。それが令和4年度にはマイナスの給付費ということでマイナス0.4%ほど減りました。令和5年についても令和4年の前年に対してマイナス2%ということで、令和4年、それから令和5年と2年続けて、給付がマイナスになっていた関係で、令和6年度まだ決算は済んでないんですが、実績の見込みからいきますと、令和5年度と比較しまして約6%増という形になります。

ただ、前年まで令和5年まではマイナスであった関係で、令和6年度が率で6%増と、ちょっと多い増にはなるんですが、令和3年と比較しますとそれほど伸び率は大きくないということになります。

それで、令和7年度の当初予算の分になりますが、先ほど細部説明しました分でいきますと、給付のほうで8%ぐらい伸びるような、一応前年度予算との比較になりますので大きくなるんですが、令和6年度の実績見込みから見ますと1.9%の増になります。

それで、給付の今後なんですけれども、団塊の世代の方たちの全世代が今年で75歳以上に全て入ってくるようになっております。それで、今後給付についてはもう多分マイナ

スになることはないかなと感じているところで、今後は年々増加の傾向にありまして、それで、令和5年度の介護保険事業計画の中で推計した中では、令和17年度、これから10年後先ぐらいになりますが、その頃が一番、介護保険の給付のピークになる推計になっております。

だから、それまでは増加ということで、令和7年度からまた次の第10期の介護保険事業の計画も2年かけて策定する予定になっていますんで、その辺で次期の保険料については、少し上がる予想になっているところです。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。準備基金ですが、今回、去年は何も取り崩してなくて、今年10,000千円取り崩しております。今、先ほどと同じやけど残高はどうですか。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 龍神議員にお答えします。

準備基金の残高については、今のところ約50,000千ほど残高のほうありまして、それで、先ほど龍神議員からもありましたように、この第9期、令和6年から令和8年の3年間のうちで32,000千円取り崩すという計画で、それで今回7年度の分については10,000千を取崩しという計画であります。それで令和8年度、また次年度にまたなるんですが、そのときには恐らくですが、残りの20,000千を取り崩すような、そういう予算の組み方になるのではないかと予想しております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 令和6年度で、保険の段階ですよね、9段階から13段階になったと思います。ほたまあその1段階から3段階、まだ低所得者の人で今もここへ出てきました補助というのかな、何かそれあると思うんですけども、10段階から13段階までたくさんもらう人はちょっと高くなったと思うんですけども、それはちょっと抑制というか、会計的に抑制になってるんでしょうか。まだ6年からやさかいに決算できていないんで分からないんですけどもいかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 龍神議員にお答えします。

保険料の段階別のところなんですけど、11段階で約11名、それから12段階で8名、それから13段階で21名ということで、令和7年度の予算の試算する段階ではそういう人数の割り振りになっております。その中で、第1号被保険者全体で約2,400名、おるんですが、そのうちの数十名ということなんで、少しは影響はあるんですが、大きくは影響していないかなと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ないですか。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 大きな枠組みを聞いた後で恐縮ですけども、26ページの上のほうの負担金補助及び交付金で介護支援専門協会、これは初めて聞きますし、去年はここにその御坊包括支援センター連絡協議会だったと思うんで、そういうふうな名前での額が似たような形状でしたが、これは何か名前が変わったのか、また介護支援ということであれば、何かこれの資格を取る補助的なものがどこかで出てたとも思いますが、何か名前が変わっただけなのか、新しい組織なのか、以前の御坊包括支援センター連絡協議会だと思うんで、それはどうなったのかみたいなのと、次の28ページの訪問型・通所型サービス、これはこの計上金額840千って何年か前もあるんですけども、去年、おととしからすると半額の計上になっておりますが何かあるのか。以上2点。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

まず、初めに26ページの負担金補助及び交付金のところの介護支援専門員協会への負担金ということで20千円計上しております。この分については、昨年度までは御坊日高包括支援センターの連絡協議会ということで負担していた分になります。それで、その協議会については、令和6年度末で解散することになっております。その解散に伴って、協議会のほうはなくなるんですが、引き続き日高御坊支部の介護支援専門員協会というところがありまして、そこでケアマネさんの研修等を実施しておりますので、そこへ日高管内の市町で負担するという形になっております。

それから、28ページの委託料の訪問型・通所型サービスの840千円、このサービスの内容につきましては、短期集中で約3か月でリハビリ等を実施しまして、身体の機能を回復するという事業になるんですが、この事業についてはなかなか該当する方が少なく、実績があまりない状況になっております。というのは、体の不調を訴えられている方で、3か月間リハビリをすれば、その回復の見込みが見込める方を選んでということになりますんで、なかなかそういう方が該当する人が少ないということで、この分については、前年度の実績を見ながら7年度は減額しております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第16号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町後期高齢者医療特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ2億79,181千円で、前年度と比較いたしまして10,850千円の増額、率にして4.04%の増でございます。

主な要因は和歌山県後期高齢者医療広域連合に派遣しています職員1名分の人件費の追加によるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数を1,445名と見込み、特別徴収保険料61,150千円、普通徴収保険料40,153千円、滞納繰越分として75千円の合計1億1,378千円を計上しています。前年度と比較して3,247千円の増額となっております。

分担金及び負担金1,132千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料は6千円でございます。

一般会計からの繰入金につきましては1億70,234千円で、内訳は事務費繰入金22,153千円、このうち広域連合に納める事務費として4,946千円、町の事務費分として17,207千円を計上しています。

保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので35,576千円でございます。

9ページの療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する1億12,505千円を計上してございます。

8ページの繰越金以下、諸収入の預金利子まではそれぞれ科目設定でございます。

雑入は、令和6年度から和歌山県後期高齢者医療広域連合に派遣しています職員1名分の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金については広域連合から交付される6,245千円を計上してございます。

なお、派遣期間は令和6年度から8年度の3年間となっております。

10ページの償還金及び還付加算金は昨年度と同額の180千円を計上してございます。次に、歳出についてご説明いたします。

12ページの総務費の一般管理費2億72,756千円についてですが、職員の人件費は2名分で、給料7,633千円、職員手当等3,263千円、共済費2,351千円、需用費は消耗品費と印刷製本費の87千円でございます。

役務費は953千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入

による共同印刷委託業務の合計3,529千円でございます。

負担金補助及び交付金2億54,940千円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円を計上してございます。

他会計繰出金6,245千円は、年度末精算により広域連合から交付される派遣職員の人件費を一般会計へ繰り出すものでございます。

添付資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 令和7年度美浜町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第17号 令和7年度美浜町下水道事業会計予算について、細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、水洗化戸数2,350戸、年間有収水量50万8,700立方メートルを見込み、1日平均有収水量は1,390立方メートルを予定してございます。

次に、収益的収支は下水道事業収益、費用共に2億2,073千円の予定で、対前年度比1.63%の減少でございます。

次に、資本的収支は資本的収入51,372千円、資本的支出86,822千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額35,450千円については、当年度損益勘定留保資金35,250千円及び当年度分消費税資本的収支調整額200千円をもって補填するものでございます。

第5条は一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第6条は予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第7条は議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費23,745千円と定めてございます。

第8条は一般会計から補助を受ける金額で64,963千円を予定してございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は83,660千円で、内訳は下水道使用料83,115千円、その他営業収益545千円でございます。

営業外収益は1億18,413千円で、内訳は受取利息39千円、他会計補助金64,963千円、長期前受金戻入53,409千円、雑収益2千円でございます。

次に、13ページからの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億83,836千円で、内訳としまして管渠費は17,892千円で、対前年度比1,571千円の増額、主な支出は委託料7,571千円、修繕費5,614千円、動力費2,760千円でございます。

処理場費は74,454千円で、対前年度比2,515千円の減額、主な支出は委託料12,979千円、汚泥処理量6,888千円、修繕費9,087千円、動力費13,227千円でございます。減額の要因は、和田処理場での汚泥処理の減量によるものでございます。

総係費は29,816千円で、対前年度比1,016千円の増額、主な支出は給料13,105千円、手当6,027千円、法定福利費4,613千円でございます。

減価償却費は有形固定資産88,674千円を計上してございます。

営業外費用は17,627千円で、内訳は支払利息及び企業債取扱諸費16,212千円、消費税及び地方消費税1,413千円、雑支出2千円でございます。

特別損失は110千円、予備費は500千円でございます。

次に、21ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は51,372千円で、内訳は他会計出資金50,835千円、繰入金537千円でございます。

他会計出資金は一般会計出資金で企業債償還金に充当いたします。繰入金は基金繰入金となっております。

次に、23ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は86,822千円で、内訳は建設改良費2,200千円、企業債償還金84,585千円、積立金37千円でございます。

建設改良費は固定資産購入費で軽車両の買換えでございます。基金積立金は利子積立金となっております。

次に、25ページは予定貸借対照表、27ページは令和6年度の予定貸借対照表、29ページは令和6年度の予定損益計算書でございます。

31ページは注記で重要な会計方針等でございます。

33ページは予定キャッシュ・フロー計算書で資金期末残高は4,906千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 事件主義的な質問で恐縮ですけれども、今日の朝のニュースを見ますと、国交省だったかな、大臣が例の千葉のほうであった下水道事故の件に関して緊急調査を、町にはその対象の、直径2メートル、30年以上というようなものはないと思うんですけども、でもその趣旨を踏まえて、町としてどのような対応とか、いろんな危険性、その辺はもう担当課のほうが一番お詳しいと思いますので、るる考えてらっしゃることをお知らせ願いたいというのと、それと単純に水洗化率はここ数年予算上ではずっと同じ数字であります、総戸数が減っているとは思いますが、率としては上がっているのかなというふうに思ったり、その辺少しちょっと説明をしていただけたらと思います。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

下水道の事故の関係です。議員がおっしゃるように、その対象の管路というのは基本的に美浜町にはございません。常時点検とかそういう機会を持って、美浜町で現在のところ一番気をつけなアカンとかいうのが、気をつける必要があるというのがマンホール蓋の腐食の関係で不具合が出たりとかというのが、美浜町の場合多いように感じます。その辺の加減で今いろいろ修繕費とかで、年間幾つかそういう修繕とかを行ってますんで、これからも管路及びそういう附帯するものに対しての点検を怠らず、できるだけそういう迷惑がかからないような格好で事業運営していきたいというふうに考えています。

水洗化率の話ですけれども、一応2,350戸ということで去年と同じ数字です。現在のところ、空き家とかということについては、実際、人は住んでいないですけども、たまに何かの加減で来られたりということで、下水道また使っているとかという状況があります。議員ご指摘のとおり家屋を撤去したりとかで、更地になったりとかいうのもございます。

ただ、新規加入というのがそれと同等ぐらいに、去年の実績でいうとあったんです。それが多分恒常的にそういう状態になるかということ、それはもうないと思うんです。去年の実績と予算立てという関係から、今年度はこういう格好になったんですけども、皆さん予想のとおりこれから少しずつ減ってくるのかなと。減ってくる代わりに、水洗化率というのが少し上がるのかなという考えを持ってございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君）　これから討論を行います。

○議員　「ありません」

○議長（繁田拓治君）　これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員　（挙手多数）

○議長（繁田拓治君）　挙手多数です。

したがって、議案第17号　令和7年度美浜町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第5　議案第18号　令和7年度美浜町水道事業会計予算についてを議題と本件について、細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君）　議案第18号　令和7年度美浜町水道事業会計予算について細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数3,642戸、年間総給水量72万立方メートルを見込み、1日平均給水量は1,970立方メートルを予定してございます。

次に、収益的収支は水道事業収益1億54,711千円の予定で、対前年度比19.23%の増加でございます。

水道事業費用は1億44,175千円の予定で、対前年度比16.47%の増加でございます。

次に、資本的収支は資本的収入47,485千円、資本的支出96,527千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額49,042千円については、過年度損益勘定留保資金57千円、当年度損益勘定留保資金45,535千円と当年度分消費税資本的収支調整額3,450千円をもって補填するものでございます。

第5条は一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第6条は予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第7条は議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費25,260千円と定めてございます。

第8条は棚卸資産の購入限度額として、修繕材料費等で2,070千円と定めてございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は1億15,168千円で、内訳は給水収益1億13,807千円、受託工事費1,174千円、その他の営業収益187千円でございます。

営業外収益は39,543千円で、内訳は受取利息76千円、長期前受金戻入16,181

千円、雑収益23,286千円でございます。

雑収益の内訳は検針データ使用料1,384千円と西川の河川改修に伴う資産減耗費等の負担金21,902千円でございます。

次に、13ページからの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億34,740千円で、内訳として原水及び浄水費は19,593千円で、対前年度比449千円の増額、主な支出は動力費12,765千円、薬品費4,196千円でございます。

配水及び給水費は7,150千円で、対前年度比770千円の増加、内訳は修繕費5,500千円、材料費1,650円でございます。

受託工事費は消火栓設置工事費で1,174千円を計上してございます。

総係費は35,968千円で、対前年度比1,512千円の減額、主な支出は給料14,651千円、手当5,719千円、法定福利費4,890千円、委託料6,039千円でございます。

減価償却費は有形固定資産49,381千円を計上してございます。

資産減耗費は西川の河川改修に伴う固定資産除却費21,474千円を計上してございます。

営業外費用は8,880千円で、内訳は支払利息及び企業債取扱諸費3,055千円、消費税及び地方消費税5,805千円、雑支出20千円でございます。

特別損失は55千円、予備費は500千円でございます。

次に、19ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は47,485千円で、内訳は分担金275千円、他会計出資金9,534千円、保証金37,676千円でございます。

他会計出資金及び補助保証金は西川の河川改修に伴う送水管移設工事によるものでございます。

次に、21ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は96,527千円で、内訳は建設改良費75,909千円、企業債償還金20,618千円でございます。

建設改良費では配水管整備3件、施設改良費1件、送水施設改良費1件を計上してございます。

次に、23ページは予定貸借対照表、25ページは令和6年度の予定貸借対照表、27ページは令和6年度の予定損益計算書でございます。

29ページは注記で重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で資金期末残高は2億52,859千円を見込んでございます。

以後は、給与明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君）　これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君）　ちょっと教えてください。

11ページ、12ページの収益的収入及び支出見積基礎というところの2番の営業外収益の雑収益の一般会計負担金から21,092千円と、17ページ、18ページの資産減耗費、6番の、そのところで資産除却費21,474千円の構築物と、19ページ、20ページの他会計出資金のうちの一般会計の出資金と蟹田橋送水管移転と、21ページ、22ページの1建設改良費の3番、送水施設改良費の工事負担の蟹田橋送水管移設、全部これ西川改修の関係でというようにおっしゃってありました。蟹田橋のことだと思うんですけど、これ他会計からの出資金というて、一般会計から出資金というような形で出ているんですけど、こいもうちょっと蟹田橋の関係のことだと思うんで、詳しく説明お願いします。

○議長（繁田拓治君）　上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君）　はい。すみません、ちょっと抜けたら言うてください。

12ページの一般会計負担金です。これにつきましては、18ページの資産減耗費の固定資産除却費の21,474千円と内容がリンクします。

まず、その数字的なものでお話しします。

21,902千円の内訳です。これが18ページの21,474千円とプラス工事分の事務費を足して、事務費が428千円という格好で、21,902千円という格好になっています。これの具体的な一般会計にどういう格好で負担してもらうんよという内容ですけども、これにつきましては、河川工事の関係で蟹田橋の架け替えがあります。それに水道管を添架している加減で、その管が使えないようになります。それを先ほどから幾つかあった中の県の保証の工事を施工するんですけども、それに対しては償却分を除いた保証はあるんですけども、もともとかかっていた管を企業会計ていうか公営企業会計上、減額償却をしているものを品物がなくなるので、固定資産を除却する格好になります。その分については保証がございません。これが保証がない状態で、水道会計で負担するとすると、年々利益が少なくなっている中、この2千何百万っていう数字を水道事業で賄えません。単純に言うと赤字になります。その分について水道事業の側から起因するものだと仕方ないんですけども、この場合、一般会計との交渉で一般会計から出してもらえんということで、話合いの中、そういうことで出してもらえんという結果になったということです。18ページの資産減耗費の固定資産除却費についてはそういうことです。

20ページの他会計出資金です。9,534千円ですけども、先ほどもちょっと触れましたけれども、敷設替えについて県からの補償はあるんですけども、償却済みの分については補償されません。その分に対してこれも水道事業が起因するものじゃないんで、一般会計と交渉しまして、県の補償以外のものに対しては9,534千円を一般会計から出資してもらうということで話合いの中でそういうふうな結果になってます。

工事請負費の蟹田橋の送水管の移設ですけども、河川工事の関係で蟹田橋を架け替え

という格好で、敷設替えが必要であるということです。もろもろありましたけれども、水道事業が起因するものじゃないんで、受益者負担というのを鑑みて、一般会計と協議の上、出資なり負担なりということをしていただけるという結果を得たということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号 令和7年度美浜町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

再開は10時35分。

午前十時二〇分休憩

———・———

午前十時三十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

日程第6 議案第19号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、それから日程第7 議案第20号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、日程第8 議案第21号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6 議案第19号、日程第7 議案第20号、日程第8 議案第21号を一括議題とします。

3件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第19号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、議案第20号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、議案第21号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第19号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、美浜町カナダミュージアムの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和7年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第20号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和7年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第21号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和7年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 3件一括して質疑を行います。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） はい、5番。昨日に引き続きまして、少し質問させていただきます。

NPOさんのほうで、今指定管理者を受けていただいて、もちろんその地域創生という一つの大きな目的のため、関係人口の創設というところで行われているものと理解しておりますが、今7年間経過している中で地域の中との、例えば美浜町の中、特に三尾という場所に特化して、この事業に関しましては地域ぐるみというところのイメージが非常に欠如しているように思います。

ただ、カナダミュージアムに関しましては、もう既にいろいろカナダとの交流もあり、関係人口の創出は十分できていると思いますし、以前にも申し上げたかと思いますが、美浜町のレガシーとして継続していただくというふうなことの、私も希望はあります。

ただ、それがNPOという、指定管理ではなくって町でやっていけないのでしょうかというふうなご質問と、あともどうしてもですねこの地域創生に関しまして、美浜町の関係人口創出だけではなく、やはり収益等々のことを追求するのであれば、7年間見てきている中でまだまだ自立というところには至っていないところから考えれば指定管理者を変えていく、そういったことの議論もできるのではないのでしょうか。ご質問いたします。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

ご質問の7年間指定管理者でやってきて、地域との交流ということでございますけれども、もちろんカナダミュージアム等も含めましてですね、地域の中で皆様にご協力をいた

だきながら進捗しているところでございます。

美浜町のほうでですね、今後運営をやっていけないのかというようなご質問があったかと思いますが、やはり町のほうでですね今までやってこられたようなことも含めましてですね、町が全てを背負うというのはですね、なかなか難しいのではないかとというふうに私は感じております。

それから、収益等々のお話があったかと思うんですけれども、なかなか7年間実施していく中でですね、自立はなかなか今の現在のところはですね難しいのではないかとというように考えてございまして、先ほどと関連するんですけれども、今現時点ではですねやはり町直営ではなくて、地域の指定管理者であるNPO法人の日ノ岬・アメリカ村に引き続きこの1年間はお願したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今課長さん、ご答弁いただいたんですけれども、例えば資料館としてやっていく、例えばどこにでもそういったこと、公的な資料館というのがあると思うので、カナダミュージアムにおける資料館として美浜町が管理すればいいのではないかとというふうに私は申し上げたつもりでございます。

あと、そのほかのレストランですとか遊心庵に関しましては、そういった専門の方がやられるほうが、いわゆる当初の目的であります雇用が出たりとか、収益が上がったりとか、そういったところで町が関与するよりは指定管理者をもう一度任命し直すもしくは選択し直すとかいうことも一つの選択肢ではないかと私は考えているんですが、今課長のご答弁によりますと、この1年間はというふうなことで、もちろんこの1年間限定のための議決ではあると思うんですけれども、じゃあこの1年間もう一度様子を見てみて、その結果をもって再度考慮するというか、そういったことも考えていこうというお考えでしょうか。お答え願います。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

もちろんカナダミュージアム等ですね、他市町村へ行けばですねカナダミュージアムに限らずですね、そういうような町立の図書館であったり、そういうような施設というのはあるかと思うんですけれども、今後はですねやはり官民協働でですね取り組んでいきたいなという思いを持っております。それが正直な思いでございます。

それから、先ほど私1年間と申し上げたんですけれども、今まで7年間、こういうふうにしてまいりまして、今回、今提案をさせていただいているのが1年間でしたので、私1年間というふうに申し上げたところでございまして、今後についてはまだ未定でございます。この議案に関しては1年間ということでお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 大変申し訳ございません。

私の理解が悪かったんですけれども、まとめてというふうな思いで答弁させていただきました。

○議長（繁田拓治君） 討論は1件ずつです。

○5番（山崎悦子君） 失礼いたしました。

○議長（繁田拓治君） 今回は19号についての討論です。

○5番（山崎悦子君） 以上をもちまして、私のほうは賛成いたしかねると、私は思います。

○議長（繁田拓治君） 続いて、議案第20号について討論を行います。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません、私は19号と同じ意見です。

○議長（繁田拓治君） 続いて、議案第21号について討論を行います。山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 19、20、21に関しましては同類の意見でございます。

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第21号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第9 議案第22号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、日程第10 議案第23号 美浜町多目室の指定管理者の指定については、同種の件として一括議題にしたいと供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第22号、日程第10 議案第23号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第22号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、議案第23号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第22号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、美浜町産品コーナーの指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和7年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第23号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、美浜町多目的室の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和7年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 2件一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 続いて、議案第23号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第1号 美浜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件提案者の説明を求めます。谷進介議員。

○9番（谷進介君） 発議第1号、美浜町議会議長繁田拓治様。

提案者 議会議員 谷 進介。

賛成者 議会議員 北村龍二。

賛成者 議会議員 松下太一。

賛成者 議会議員 山崎悦子。

賛成者 議会議員 碓井啓介。

賛成者 議会議員 谷 重幸。

賛成者 議会議員 古山経生。

賛成者 議会議員 鈴川基次。

美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議案につきましては、お手元に配付のとおりです。また、お手元に配付の新旧対照表もご参考ください。

それでは、提案理由を申し上げます。

まず、令和6年法律第46号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のための改正であります。

なお、この改正に関しては、番号利用法の施行期日が明らかになった時点で条例の改正を行う予定とされていましてところ、令和6年12月6日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、施行期日が令和7年4月1日と明らかになったことにより提案するものです。

また、「刑法等の一部を改正する法律」及び「同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」により、懲役刑及び禁錮刑を廃し、これらに代えて拘禁刑が創設され、「刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により令和7年6月1日から施行することとされていることから、本町の条例や規則中に「懲役」「禁錮」の字句が含まれる場合は、施行日までにこれらを「拘禁刑」に改める等の改正が必要となるため提案するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、発議第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時五十七分休憩

———・———

午前十時五十八分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

追加日程第13 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午前十一時〇〇分閉会

ご苦労さんでした。